

宮 崎 県 地 域 防 災 計 画

新 旧 対 照 表 (案)

宮崎県地域防災計画（第1巻）新旧対照表

第1編 総論

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～23 （略）</p> <p>24 日本銀行（宮崎事務所） （災害予防・災害応急対策）</p> <p>(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること</p>	<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～23 （略）</p> <p>24 日本銀行（宮崎事務所） （災害予防・災害応急対策）</p> <p>(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導<u>及び銀行券の円滑な供給</u>に関する こと</p>	<p>・具体的な業務を明確にするための修正</p>

宮崎県地域防災計画（第1巻）新旧対照表

第2編 地震災害対策編
第2章 地震災害予防計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 地震に強い県土づくり、まちづくり 第6款 ライフライン施設の機能確保</p> <p>第2款 対策 1～4 (略) 5 電力施設の整備 (1) (略) (2) 県企業局における電力施設 【県】 県営電力施設の災害予防対策は、次によるものとする。</p> <p>ア 発電設備 県営発電所は県内で13か所あり、これらの発電所の各設備は、風水害や雷害、土砂崩れ等に対し設計基準や技術基準等に基づいて設置されているとともに、地形や地質等を考慮して所要の補修、補強を実施するなど、十分安全性を有しているが、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずるものとする。</p> <p>イ 送電設備等 送電線路は5路線、ダム配電線路は6路線ある。過去に地震等による被害は発生していないが、鉄塔及び基礎等の点検を行い、災害の発生するおそれのある箇所については、基礎補強等の耐震対策を講ずるものとする。</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第2款 活動体制の整備</p> <p>第2項 対策 1 (略) 2 初動体制確立への備え (1)～(2) (略) (3) 情報伝達体制の確保 職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものとするため、各所属は気象情報提供企業の職員自動参集システムの活用、携帯電話・ポケットベルの利用等を検討する。 (4)～(8) (略)</p>	<p>第1節 地震に強い県土づくり、まちづくり 第6款 ライフライン施設の機能確保</p> <p>第2款 対策 1～4 (略) 5 電力施設の整備 (1) (略) (2) 県企業局における電力施設 【県】 県営電力施設の災害予防対策は、次によるものとする。</p> <p>ア 発電設備 県営発電所は県内で14か所あり、これらの発電所の各設備は、風水害や雷害、土砂崩れ等に対し設計基準や技術基準等に基づいて設置されているとともに、地形や地質等を考慮して所要の補修、補強を実施するなど、十分安全性を有しているが、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずるものとする。</p> <p>イ 送電設備等 送電線路は5路線、ダム配電線路は4路線ある。これらの各設備は、風水害や雷害、土砂崩れ等に対し技術基準等に基づいて設置されているが、鉄塔及び基礎等の点検を行い、災害の発生するおそれのある箇所については、基礎補強等の耐震対策を講ずるものとする。</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第2款 活動体制の整備</p> <p>第2項 対策 1 (略) 2 初動体制確立への備え (1)～(2) (略) (3) 情報伝達体制の確保 職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものとするため、県は携帯電話等を利用するほか、職員安否確認システムを活用した職員の状況把握を行うものとする。 (4)～(8) (略)</p>	<p>・県営施設として酒谷発電所が運転を開始したことによる修正</p> <p>・松尾ダム線、綾南ダム線を廃止したことによる修正</p> <p>・平成30年9月に台風による被害が発生したため、発電設備と同様の表記に修正</p> <p>・職員に対する動員の指示等の情報伝達の現状を踏まえた修正</p>

3～4 (略)

5 広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備

【県】

ア 九州・山口9県の連携強化

従前の九州・山口9県災害時相互応援協定を見直し、九州地方知事会に被災地支援対策本部を置き広域応援の調整窓口とし、被災県を応援する県を割り振り、応援ニーズを把握しながら応援を完結するカウンターパート方式を導入し、被災県に物資や職員の派遣等の応援を迅速・効果的に実施できる体制を構築している。この協定に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう、体制整備を推進するものとする。

イ 全国都道府県との連携強化

従前の全国都道府県における災害時の広域応援協定を見直し、ブロック間応援体制の確立や全国知事会に緊急広域災害対策本部を設置するなどの体制を構築している。この協定に基づき、円滑な相互応援が行われるよう、体制整備を推進するものとする。

ウ～エ (略)

【新規】

(2)～(5) (略)

第4款 医療救護体制の整備

第2項 対策

1 災害拠点病院等の整備充実

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏ごとに災害拠点病院を指定しており、今後とも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社宮崎県支部、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とした医療救護体制の整備充実が必要である。

なお、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備にも努めるものとする。

(1) 地域医療拠点病院

相当数の病床を有し、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤患者の救命医療を行うために高度の診療機能を有するとともに、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等に対応で

3～4 (略)

5 広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備

【県】

ア 九州・山口9県の連携強化

従前の九州・山口9県災害時相互応援協定を見直し、九州地方知事会に被災地支援対策本部を置き広域応援の調整窓口とし、被災県を応援する県を割り振り、応援ニーズを把握しながら応援を完結するカウンターパート方式を導入し、被災県に物資や職員の派遣等の応援を迅速・効果的に実施できる体制を構築している。この協定に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう、実効性の確保に努め、体制整備を推進するものとする。

イ 全国都道府県との連携強化

従前の全国都道府県における災害時の広域応援協定を見直し、ブロック間応援体制の確立や全国知事会に緊急広域災害対策本部を設置するなどの体制を構築している。この協定に基づき、円滑な相互応援が行われるよう、実効性の確保に努め、体制整備を推進するものとする。

ウ～エ (略)

【市町村】

大規模災害発生時には、総務省等において避難所の運営や罹災証明書の発行等の人的支援及び災害時のマネジメント支援を行う「被災市区町村応援職員確保システム」が運用されているほか、被災建築物応急危険度判定や水道等の専門職を派遣する仕組みを各省庁が設けていることから、各市町村においては普段からこれらの活用を検討するものとする。

(2)～(5) (略)

第4款 医療救護体制の整備

第2項 対策

1 災害拠点病院等の整備充実

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏ごとに災害拠点病院を指定しており、平成30年2月に宮崎善仁会病院を追加指定した。今後とも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社宮崎県支部、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とした医療救護体制の整備充実が必要である。

なお、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備にも努めるものとする。

(1) 地域医療拠点病院

相当数の病床を有し、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤患者の救命医療を行うために高度の診療機能を有するとともに、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等に対応で

・防災基本計画の修正

・防災基本計画の修正

・総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」の導入に伴う修正

・災害拠点病院を追加指定したことによる修正

きる「地域災害拠点病院」を全ての二次医療圏に計9病院指定している。(中略)
(2) (略)

<災害拠点病院一覧>

種別	二次医療圏	医療機関名
基幹災害拠点病院	全医療圏	県立宮崎病院
		宮崎大学医学部付属病院
地域災害拠点病院	県北部	県立延岡病院
	日向入郷	社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院
		社会医療法人泉和会千代田病院
		医療法人誠和会和田病院
	西都児湯	西都児湯医療センター
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院
	西諸	小林市立病院
	都城北諸県	都城市郡医師会病院
日南串間	県立日南病院	

2 DMAT (災害派遣医療チーム)、災害医療コーディネーター、医療救護班及びDPAT (災害派遣精神医療チーム) の体制整備

(1) DMAT (災害派遣医療チーム) の体制整備

大地震・津波及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームであるDMATは、県内の災害拠点病院を中心に編成されている、今後、DMATの更なる養成に加え、各DMATの通信機器を含む資機材の充実や各種訓練・研修等によるレベルアップを図る。

(2)～(4) (略)

【新規】

【新規】

【新規】

きる「地域災害拠点病院」を全ての二次医療圏に計10病院指定している。(中略)
(2) (略)

<災害拠点病院一覧>

種別	二次医療圏	医療機関名
基幹災害拠点病院	全医療圏	県立宮崎病院
		宮崎大学医学部付属病院
地域災害拠点病院	延岡西臼杵	県立延岡病院
	日向入郷	社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院
		社会医療法人泉和会千代田病院
		医療法人誠和会和田病院
	西都児湯	西都児湯医療センター
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院 宮崎善仁会病院
	西諸	小林市立病院
	都城北諸県	都城市郡医師会病院
日南串間	県立日南病院	

2 DMAT (災害派遣医療チーム)、災害医療コーディネーター、医療救護班、DPAT (災害派遣精神医療チーム)、災害時小児周産期リエゾン、DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) 及びドクターヘリの体制整備

(1) DMAT (災害派遣医療チーム) の体制整備

大地震・津波及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームであるDMATは、県内の災害拠点病院を中心に編成されている、今後、DMATの更なる養成に加え、各DMATの通信機器を含む資機材の充実や各種訓練・研修等によるレベルアップを図る。特に被災地やDMAT活動調整本部等で役割の多いロジスティクスチームの充実強化及び業務調整員(ロジスティクス担当者)のスキル向上に努める。

※ ロジスティクスとは、DMATの活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段を確保するとともに、連絡調整、情報収集の業務をいう。

(2)～(4) (略)

(5) DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) の体制整備

県は、DHEAT構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

(6) 災害時小児周産期リエゾンの体制整備

県は、災害医療コーディネーターと連携して小児・周産期に関する情報収集、関係機関との連絡調整等を担う災害時小児周産期リエゾン構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

(7) ドクターヘリの運用体制整備

県はドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制を構築するものとする。

・災害拠点病院を追加指定したことによる修正

・二次医療圏名を宮崎県医療計画に合わせて修正

・防災基本計画の修正
・「災害時小児周産期リエゾン」活用要領の通知に伴う修正

・DMATの中でロジスティクスチームの業務が重要視されており、充実を図る必要があるため。

・防災基本計画の修正

・宮崎県医療計画に基づく修正

・防災基本計画の修正

3～4 (略)

第11款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第2項 対策

1 (略)

2 広報体制の整備

【県】(略)

【警察】

報道対応窓口を一本化し責任ある報道対応を行うものとし、報道発表に当たっては、県と密接に連絡を取り、必要に応じ調整を図るものとする。

なお、災害認定については、災害認定機関である市町村と意思を確認した上で報告するものとする。

第12款 要配慮者に係る安全確保体制の整備

第1項 基本方針

近年の災害では、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の犠牲が多くなっている。このため、県、市町村及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者等は、地震災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

第2項 対策

1 (略)

2 避難行動要支援者の救護体制の整備

【市町村】

(中略)

(1) 避難行動要支援者の名簿の整備等

ア～ウ

エ 避難支援に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報連絡体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとし、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要措置を講じる。

【新 規】

【新 規】

3～4 (略)

第11款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第2項 対策

1 (略)

3 広報体制の整備

【県】(略)

【警察】

報道対応窓口を一本化し責任ある報道対応を行うものとし、報道発表に当たっては、県と密接に連絡を取り、必要に応じ調整を図るものとする。

なお、人的被害の数は県が一元的に集約、調整を行うことから、県に対する情報の連絡・整理・突合・精査時の連携を適切に行うものとする。

第12款 要配慮者に係る安全確保体制の整備

第1項 基本方針

近年の災害では、要介護認定を受けている者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の犠牲が多くなっている。このため、県、市町村及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者等は、地震災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

第2項 対策

1 (略)

2 避難行動要支援者の救護体制の整備

【市町村】

(中略)

(1) 避難行動要支援者の名簿の整備等

ア～ウ

エ 避難支援に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとし、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

オ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等と連携し、避難行動支援のための個別計画の策定に努めるものとする。

カ 避難行動要支援者と避難支援等の関係者の両者が参加し、情報伝達や避難支援等について実際に機能するか点検するため、避難訓練の実施に努めるものとする。

・防災基本計画に基づく修正

・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月内閣府防災担当)を踏まえた修正

・名簿提供先として自治会等も想定されることによる修正

・文言の整理

・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえた改正

・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指

(2)～(5) (略)

第3節 県民の防災活動の促進

第2款 自主防災組織等の育成強化

第2項 対策

1～2 (略)

3 事業所防災活動の推進

(1) 企業の防災活動の推進

【企業】

ア (略)

イ 事業継続計画（BCP）の策定・運用

企業は、災害時果たすべき役割（顧客、従業員等の生命の確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、予想被害からの復旧計画策定、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、災害時であっても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定、運用するように努める。

第3款 ボランティアの環境整備

第1項 基本方針

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害対応活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(2)～(5) (略)

第3節 県民の防災活動の促進

第2款 自主防災組織等の育成強化

第2項 対策

1～2 (略)

3 事業所防災活動の推進

(1) 企業の防災活動の推進

【企業】

ア (略)

イ リスクマネジメントの実施

企業は、災害時果たすべき役割（顧客、従業員等の生命の確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

第3款 ボランティアの環境整備

第1項 基本方針

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害対応活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

針」を踏まえた改正

・防災基本計画の修正

・防災基本計画の修正

宮崎県地域防災計画（第1巻）新旧対照表

第2編 地震災害対策編
第3章 地震災害応急対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 活動体制の確立 第1款 県災害対策本部等の設置</p> <p>第2項 対策 1～3 4 災害対策本部の組織等 (1)～(9) (略) (10) 現地対策本部 災害による被害が甚大であり、又は被害の拡大が予想される場合で、災害対策本部長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。 現地災害対策本部長に総務部次長（財務担当）を、副本部長に被災地を管轄する地方支部長をもって充てる。</p> <p style="text-align: center;">【新 規】</p> <p>現地災害対策本部の分掌事務は災害対策本部に準じるものとし、現地本部長は現地対策本部の事務を掌理するものとする。 現地災害対策本部長は、災害対策本部長、同副本部長及び同総合対策部長の指揮を受ける。</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1款 災害情報の収集・連絡</p> <p>第2項 対策 1～3 (略) 4 被害情報、応急対策活動情報の連絡 (1)～(4) (略) (5) 被害種類別の情報収集・伝達方法 ア～ウ (略) エ 情報収集・伝達系等4（ライフライン被害）</p> <p style="text-align: center;"> 電話 → NTT西日本 → 県災対本部 </p>	<p>第1節 活動体制の確立 第1款 県災害対策本部等の設置</p> <p>第2項 対策 1～3 4 災害対策本部の組織等 (1)～(9) (略) (10) 現地対策本部 災害による被害が甚大であり、又は被害の拡大が予想される場合で、災害対策本部長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。 現地災害対策本部長に総務部次長（財務担当）を、副本部長に被災地を管轄する地方支部長をもって充てる。 <u>現地災害対策本部が設置された場合、地方支部の組織は現地災害対策本部に包含されるものとする。</u> 現地災害対策本部の分掌事務は災害対策本部に準じるものとし、現地本部長は現地対策本部の事務を掌理するものとする。 現地災害対策本部長は、災害対策本部長、同副本部長及び同総合対策部長の指揮を受ける。</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1款 災害情報の収集・連絡</p> <p>第2項 対策 1～3 (略) 4 被害情報、応急対策活動情報の連絡 (1)～(4) (略) (5) 被害種類別の情報収集・伝達方法 ア～ウ (略) エ 情報収集・伝達系等4（ライフライン被害）</p> <p style="text-align: center;"> 電話 → NTT西日本 NTTドコモ KDDI ソフトバンク → 県災対本部 </p>	<p>・現地災害対策本部が設置された場合の地方支部との関係を整理することによる修正</p> <p>・指定公共機関である携帯電話事業者を追加</p>

第3節 広域応援活動

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

第2項 対策

1～4 (略)

5 広域受援・応援計画

【県・市町村】

県及び市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関、ボランティア等から応援を受けることができるよう、受援のための組織、受援に関する連絡・要請の手順、受援業務、応援機関の活動拠点、応援要員の受入体制等について受援計画を定めるものとする。

県及び市町村は、他の地方公共団体からの応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、実施体制、応援に関する連絡・要請の手順、職員の派遣、物資の提供等について応援計画を定めるよう努めるものとする。

【新規】

第9節 避難誘導施設

第2款 避難所の開設、運営

第2項 対策

1 避難所の開設、運営

【市町村】

ア 基本事項
(略)

【新規】

第12節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動

第1款 行方不明者及び遺体の捜索

第2項 対策

1 行方不明者の調査

【警察】

(1) 行方不明者相談所の開設
大地震発生後速やかに警察本部及び警察署等に、行方不明者相談所を開設し、行

第3節 広域応援活動

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

第2項 対策

1～4 (略)

5 広域受援・応援計画

【県】

県は、受援・応援のための組織、受援・応援に関する連絡・要請の手順、受援・応援業務等について定めた「宮崎県災害時受援・応援計画」にしたがって、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関等から応援を受けることができるようにするとともに、県内の被災市町村からの応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うものとする。

【市町村】

市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、また、他の県内市町村から応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、受援・応援のための組織、受援・応援に関する連絡・要請の手順、受援・応援業務等について「受援・応援計画」を定めるよう努めるものとする。

第9節 避難誘導施設

第2款 避難所の開設、運営

第2項 対策

1 避難所の開設、運営

【市町村】

ア 基本事項
(略)

イ その他

市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

第12節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動

第1款 行方不明者及び遺体の捜索

第2項 対策

1 行方不明者の調査

【警察】

(1) 行方不明者相談所等の開設
大地震発生後速やかに警察本部及び警察署等に、行方不明者相談所を開設すると

・「宮崎県災害時受援・応援計画」の策定に伴う修正

・「宮崎県災害時受援・応援計画」の策定に伴う修正

・防災基本計画の修正

・行方不明者対応の現状を踏まえた修正

方不明者の捜索及び迷い人の保護に関する相談活動を行うとともに、行方不明届の受理を行う。

第19節 自発的支援の受入

第1款 ボランティア活動の受入れ

第1項 基本方針

大規模な地震・津波災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、県及び市町村は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

ともに「行方不明者相談ダイヤル」及び「行方不明者情報受付サイト」を開設して、行方不明者の捜索及び迷い人の保護に関する相談活動を行うとともに、行方不明届の受理を行う。

第19節 自発的支援の受入

第1款 ボランティア活動の受入れ

第1項 基本方針

大規模な地震・津波災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、県及び市町村は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

・防災基本計画の修正

宮崎県地域防災計画（第1巻）新旧対照表

第3編 津波災害対策編
第2章 津波災害予防計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10款 要配慮者に係る安全確保体制の整備 第1項 基本方針</p> <p>近年の災害では、<u>高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者</u>（以下「要配慮者」という。）の犠牲が多くなっている。このため、県、市町村及び津波浸水想定区域内にある要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者、学校等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、津波災害から要配慮者を守るため、日頃から避難訓練の実施等に取り組むとともに、必要に応じ高台移転等も含め、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。</p> <p>第2項 対策 1 （略） 2 避難行動要支援者の救護体制の整備 【市町村】 （中略） (1) 避難行動要支援者の名簿の整備等 ア～ウ エ 避難支援に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、<u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報連絡体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとし、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p> <p style="text-align: right;">【新 規】</p> <p style="text-align: right;">【新 規】</p> <p>(2)～(5) （略）</p>	<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10款 要配慮者に係る安全確保体制の整備 第1項 基本方針</p> <p>近年の災害では、<u>要介護認定を受けている者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者その他の特に配慮を要する者</u>（以下「要配慮者」という。）の犠牲が多くなっている。このため、県、市町村及び津波浸水想定区域内にある要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者、学校等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、津波災害から要配慮者を守るため、日頃から避難訓練の実施等に取り組むとともに、必要に応じ高台移転等も含め、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。</p> <p>第2項 対策 1 （略） 2 避難行動要支援者の救護体制の整備 【市町村】 （中略） (1) 避難行動要支援者の名簿の整備等 ア～ウ エ 避難支援に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する<u>ものとし、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>オ <u>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等と連携し、避難行動支援のための個別計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>カ <u>避難行動要支援者と避難支援等の関係者の両者が参加し、情報伝達や避難支援等について実際に機能するか点検するため、避難訓練の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(2)～(5) （略）</p>	<p>・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府防災担当）を踏まえた修正</p> <p>・名簿提供先として自治会等も想定されることによる修正</p> <p>・文言の整理</p> <p>・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえた改正</p> <p>・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえた改正</p>

宮崎県地域防災計画（第1巻）新旧対照表

第3編 津波災害対策編

第2章 津波災害応急対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第1款 災害情報の収集・連絡</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 被害情報、応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 情報収集・伝達系等4 (ライフライン被害)</p> <p style="text-align: center;">電話 → NTT西日本 → 県災対本部</p>	<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第1款 災害情報の収集・連絡</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 被害情報、応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 情報収集・伝達系等4 (ライフライン被害)</p> <p style="text-align: center;">電話 → NTT西日本 NTTドコモ KDDI ソフトバンク → 県災対本部</p>	<p>・指定公共機関である携帯 電話事業者を追加</p>

宮崎県地域防災計画（第2巻）新旧対照表

第1編 総論

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～23 （略）</p> <p>24 日本銀行（宮崎事務所） （災害予防・災害応急対策）</p> <p>(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること</p>	<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～23 （略）</p> <p>24 日本銀行（宮崎事務所） （災害予防・災害応急対策）</p> <p>(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導<u>及び銀行券の円滑な供給</u>に関する こと</p>	<p>・具体的な業務を明確にするための修正</p>

宮崎県地域防災計画（第2巻）新旧対照表

第2編 共通対策編
第2章 災害予防計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 地震に強い県土づくり、まちづくり 第2款 ライフライン施設の機能確保</p> <p>第2款 対策 1～4 (略) 5 電力施設の整備 (1) (略) (2) 県企業局における電力施設 【県】 県営電力施設の災害予防対策は、次によるものとする。</p> <p>ア 発電設備 県営発電所は県内で13か所あり、これらの発電所の各設備は、風水害や雷害、土砂崩れ等に対し設計基準や技術基準等に基づいて設置されているとともに、地形や地質等を考慮して所要の補修、補強を実施するなど、十分安全性を有しているが、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずるものとする。</p> <p>イ 送電設備等 送電線路は5路線、ダム配電線路は6路線ある。<u>過去に地震等による被害は発生していないが、鉄塔及び基礎等の点検を行い、災害の発生するおそれのある箇所については、基礎補強等の耐震対策を講ずるものとする。</u></p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第2款 活動体制の整備</p> <p>第2項 対策 1 (略) 2 初動体制確立への備え (1)～(2) (略) (3) 情報伝達体制の確保 職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものとするため、<u>各所属は気象情報提供企業の職員自動参集システムの活用、携帯電話・ポケットベルの利用等を検討する。</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>第1節 地震に強い県土づくり、まちづくり 第2款 ライフライン施設の機能確保</p> <p>第2款 対策 1～4 (略) 5 電力施設の整備 (1) (略) (2) 県企業局における電力施設 【県】 県営電力施設の災害予防対策は、次によるものとする。</p> <p>ア 発電設備 県営発電所は県内で14か所あり、これらの発電所の各設備は、風水害や雷害、土砂崩れ等に対し設計基準や技術基準等に基づいて設置されているとともに、地形や地質等を考慮して所要の補修、補強を実施するなど、十分安全性を有しているが、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずるものとする。</p> <p>イ 送電設備等 送電線路は5路線、ダム配電線路は4路線ある。<u>これらの各設備は、風水害や雷害、土砂崩れ等に対し技術基準等に基づいて設置されているが、鉄塔及び基礎等の点検を行い、災害の発生するおそれのある箇所については、基礎補強等の耐震対策を講ずるものとする。</u></p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第2款 活動体制の整備</p> <p>第2項 対策 1 (略) 2 初動体制確立への備え (1)～(2) (略) (3) 情報伝達体制の確保 職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものとするため、<u>県は携帯電話等を利用するほか、職員安否確認システムを活用した職員の状況把握を行うものとする。</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>・県営施設として酒谷発電所が運転を開始したことによる修正</p> <p>・松尾ダム線、綾南ダム線を廃止したことによる修正</p> <p>・平成30年9月に台風による被害が発生したため、発電設備と同様の表記に修正</p> <p>・職員に対する情報伝達の現状を踏まえた修正</p>

3～4 (略)

5 広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備

【県】

ア 九州・山口9県の連携強化

従前の九州・山口9県災害時相互応援協定を見直し、九州地方知事会に被災地支援対策本部を置き広域応援の調整窓口とし、被災県を応援する県を割り振り、応援ニーズを把握しながら応援を完結するカウンターパート方式を導入し、被災県に物資や職員の派遣等の応援を迅速・効果的に実施できる体制を構築している。この協定に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう、体制整備を推進するものとする。

イ 全国都道府県との連携強化

従前の全国都道府県における災害時の広域応援協定を見直し、ブロック間応援体制の確立や全国知事会に緊急広域災害対策本部を設置するなどの体制を構築している。この協定に基づき、円滑な相互応援が行われるよう、体制整備を推進するものとする。

ウ (略)

【新規】

(2)～(5) (略)

第4款 医療救護体制の整備

第2項 対策

1 災害拠点病院等の整備充実

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏ごとに災害拠点病院を指定しており、今後とも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社宮崎県支部、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とした医療救護体制の整備充実が必要である。

なお、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備にも努めるものとする。

(1) 地域医療拠点病院

相当数の病床を有し、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤患者の救命医療を行うために高度の診療機能を有するとともに、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等に対応で

3～4 (略)

5 広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備

【県】

ア 九州・山口9県の連携強化

従前の九州・山口9県災害時相互応援協定を見直し、九州地方知事会に被災地支援対策本部を置き広域応援の調整窓口とし、被災県を応援する県を割り振り、応援ニーズを把握しながら応援を完結するカウンターパート方式を導入し、被災県に物資や職員の派遣等の応援を迅速・効果的に実施できる体制を構築している。この協定に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう、実効性の確保に努め、体制整備を推進するものとする。

イ 全国都道府県との連携強化

従前の全国都道府県における災害時の広域応援協定を見直し、ブロック間応援体制の確立や全国知事会に緊急広域災害対策本部を設置するなどの体制を構築している。この協定に基づき、円滑な相互応援が行われるよう、実効性の確保に努め、体制整備を推進するものとする。

ウ (略)

【市町村】

大規模災害発生時には、総務省等において避難所の運営や罹災証明書の発行等の人的支援及び災害時のマネジメント支援を行う「被災市区町村応援職員確保システム」が運用されているほか、被災建築物応急危険度判定や水道等の専門職を派遣する仕組みを各省庁が設けていることから、各市町村においては普段からこれらの活用を検討するものとする。

(2)～(5) (略)

第4款 医療救護体制の整備

第2項 対策

1 災害拠点病院等の整備充実

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏ごとに災害拠点病院を指定しており、平成30年2月に宮崎善仁会病院を追加指定した。今後とも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社宮崎県支部、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とした医療救護体制の整備充実が必要である。

なお、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備にも努めるものとする。

(1) 地域医療拠点病院

相当数の病床を有し、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤患者の救命医療を行うために高度の診療機能を有するとともに、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等に対応で

・防災基本計画の修正

・防災基本計画の修正

・総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」の導入に伴う修正

・災害拠点病院を追加指定したことによる修正

きる「地域災害拠点病院」を全ての二次医療圏に計9病院指定している。(中略)
(2) (略)

<災害拠点病院一覧>

種 別	二次医療圏	医療機関名
基幹災害拠点病院	全医療圏	県立宮崎病院
		宮崎大学医学部付属病院
地域災害拠点病院	県北部	県立延岡病院
	日向入郷	社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院
		社会医療法人泉和会千代田病院
		医療法人誠和会和田病院
	西都児湯	西都児湯医療センター
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院
	西 諸	小林市立病院
	都城北諸県	都城市郡医師会病院
日南串間	県立日南病院	

2 DMAT (災害派遣医療チーム)、災害医療コーディネーター、医療救護班及びDPAT (災害派遣精神医療チーム) の体制整備

(1) DMAT (災害派遣医療チーム) の体制整備

大地震・津波及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームであるDMATは、県内の災害拠点病院を中心に編成されている、今後、DMATの更なる養成に加え、各DMATの通信機器を含む資機材の充実や各種訓練・研修等によるレベルアップを図る。

(2)～(4) (略)

【新規】

【新規】

【新規】

きる「地域災害拠点病院」を全ての二次医療圏に計10病院指定している。(中略)
(2) (略)

<災害拠点病院一覧>

種 別	二次医療圏	医療機関名
基幹災害拠点病院	全医療圏	県立宮崎病院
		宮崎大学医学部付属病院
地域災害拠点病院	延岡西臼杵	県立延岡病院
	日向入郷	社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院
		社会医療法人泉和会千代田病院
		医療法人誠和会和田病院
	西都児湯	西都児湯医療センター
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院 宮崎善仁会病院
	西 諸	小林市立病院
	都城北諸県	都城市郡医師会病院
日南串間	県立日南病院	

2 DMAT (災害派遣医療チーム)、災害医療コーディネーター、医療救護班、DPAT (災害派遣精神医療チーム)、災害時小児周産期リエゾン、DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) 及びドクターヘリの体制整備

(1) DMAT (災害派遣医療チーム) の体制整備

大地震・津波及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームであるDMATは、県内の災害拠点病院を中心に編成されている、今後、DMATの更なる養成に加え、各DMATの通信機器を含む資機材の充実や各種訓練・研修等によるレベルアップを図る。特に被災地やDMAT活動調整本部等で役割の多いロジスティクスチームの充実強化及び業務調整員(ロジスティクス担当者)のスキル向上に努める。

※ ロジスティクスとは、DMATの活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段を確保するとともに、連絡調整、情報収集の業務をいう。

(2)～(4) (略)

(5) DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) の体制整備

県は、DHEAT構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

(6) 災害時小児周産期リエゾンの体制整備

県は、災害医療コーディネーターと連携して小児・周産期に関する情報収集、関係機関との連絡調整等を担う災害時小児周産期リエゾン構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

(7) ドクターヘリの運用体制整備

県はドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制を構築するものとする。

・災害拠点病院を追加指定したことによる修正

・二次医療圏名を宮崎県医療計画に合わせて修正

・防災基本計画の修正
・「災害時小児周産期リエゾン」活用要領の通知に伴う修正

・DMATの中でロジスティクスチームの業務が重要視されており、充実を図る必要があるため。

・防災基本計画の修正

・第7次宮崎県医療計画に基づく修正

・防災基本計画の修正

3～4 (略)

第11款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第2項 対策

1 (略)

2 広報体制の整備

【県】(略)

【警察】

報道対応窓口を一本化し責任ある報道対応を行うものとし、報道発表に当たっては、県と密接に連絡を取り、必要に応じ調整を図るものとする。

なお、災害認定については、災害認定機関である市町村と意思を確認した上で報告するものとする。

第12款 要配慮者に係る安全確保体制の整備

第1項 基本方針

近年の災害では、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の犠牲が多くなっている。このため、県、市町村及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

第2項 対策

1 (略)

2 避難行動要支援者の救護体制の整備

【市町村】

(中略)

(1) 避難行動要支援者の名簿の整備等

ア～ウ

エ 避難支援に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報連絡体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとし、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

【新 規】

【新 規】

3～4 (略)

第11款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第2項 対策

1 (略)

3 広報体制の整備

【県】(略)

【警察】

報道対応窓口を一本化し責任ある報道対応を行うものとし、報道発表に当たっては、県と密接に連絡を取り、必要に応じ調整を図るものとする。

なお、人的被害の数は県が一元的に集約、調整を行うことから、県に対する情報の連絡・整理・突合・精査時の連携を適切に行うものとする。

第12款 要配慮者に係る安全確保体制の整備

第1項 基本方針

近年の災害では、要介護認定を受けている者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の犠牲が多くなっている。このため、県、市町村及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

第2項 対策

1 (略)

2 避難行動要支援者の救護体制の整備

【市町村】

(中略)

(1) 避難行動要支援者の名簿の整備等

ア～ウ

エ 避難支援に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとし、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

オ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等と連携し、避難行動支援のための個別計画の策定に努めるものとする。

カ 避難行動要支援者と避難支援等の関係者の両者が参加し、情報伝達や避難支援等について実際に機能するか点検するため、避難訓練の実施に努めるものとする。

・防災基本計画の修正

・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月内閣府防災担当)を踏まえた修正

・名簿提供先として自治体等も想定されることによる修正

・文言の整理

・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえた改正

・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指

(2)～(5) (略)

第3節 県民の防災活動の促進

第2款 自主防災組織等の育成強化

第2項 対策

1～2 (略)

3 事業所防災活動の推進

(1) 企業の防災活動の推進

【企業】

ア (略)

イ 事業継続計画（BCP）の策定・運用

企業は、災害時果たすべき役割（顧客、従業員等の生命の確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、予想被害からの復旧計画策定、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、災害時であっても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定、運用するように努める。

第3款 ボランティアの環境整備

第1項 基本方針

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害対応活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(2)～(5) (略)

第3節 県民の防災活動の促進

第2款 自主防災組織等の育成強化

第2項 対策

1～2 (略)

3 事業所防災活動の推進

(1) 企業の防災活動の推進

【企業】

ア (略)

イ リスクマネジメントの実施

企業は、災害時果たすべき役割（顧客、従業員等の生命の確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

第3款 ボランティアの環境整備

第1項 基本方針

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害対応活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

針」を踏まえた改正

・防災基本計画の修正

・防災基本計画の修正

宮崎県地域防災計画（第2巻）新旧対照表

第2編 共通対策編

第3章 災害応急対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 活動体制の確立</p> <p>第1款 県災害対策本部等の設置</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害対策本部の組織等</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 現地対策本部</p> <p>災害による被害が甚大であり、又は被害の拡大が予想される場合で、災害対策本部長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>現地災害対策本部長に総務部次長（財務担当）を副本部長に、被災地を管轄する地方支部長をもって充てる。</p> <p style="text-align: center;">【新 規】</p> <p>現地災害対策本部の分掌事務は災害対策本部に準じるものとし、現地本部長は現地対策本部の事務を掌理するものとする。</p> <p>現地災害対策本部長は、災害対策本部長、同副本部長及び同総合対策部長の指揮を受ける。</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第1款 災害情報の収集・連絡</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 被害情報、応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 情報収集・伝達系等4（ライフライン被害）</p> <p style="text-align: center;"> 電話 → NTT西日本 → 県災対本部 </p>	<p>第1節 活動体制の確立</p> <p>第1款 県災害対策本部等の設置</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害対策本部の組織等</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 現地対策本部</p> <p>災害による被害が甚大であり、又は被害の拡大が予想される場合で、災害対策本部長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>現地災害対策本部長に総務部次長（財務担当）を副本部長に、被災地を管轄する地方支部長をもって充てる。</p> <p><u>現地災害対策本部が設置された場合、地方支部の組織は現地災害対策本部に包含されるものとする。</u></p> <p>現地災害対策本部の分掌事務は災害対策本部に準じるものとし、現地本部長は現地対策本部の事務を掌理するものとする。</p> <p>現地災害対策本部長は、災害対策本部長、同副本部長及び同総合対策部長の指揮を受ける。</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第1款 災害情報の収集・連絡</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 被害情報、応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 情報収集・伝達系等4（ライフライン被害）</p> <p style="text-align: center;"> 電話 → NTT西日本 NTTドコモ KDDI ソフトバンク → 県災対本部 </p>	<p>・現地災害対策本部が設置された場合の地方支部との関係を整理することによる修正</p> <p>・指定公共機関である携帯電話事業者を追加</p>

第3節 広域応援活動

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

第2項 対策

1～4 (略)

5 広域受援・応援計画

【県・市町村】

県及び市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関、ボランティア等から応援を受けることができるよう、受援のための組織、受援に関する連絡・要請の手順、受援業務、応援機関の活動拠点、応援要員の受入体制等について受援計画を定めるものとする。

県及び市町村は、他の地方公共団体からの応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、実施体制、応援に関する連絡・要請の手順、職員の派遣、物資の提供等について応援計画を定めるよう努めるものとする。

【新規】

第9節 避難誘導施設

第2款 避難所の開設、運営

第2項 対策

1 避難所の開設、運営

【市町村】

ア 基本事項
(略)

【新規】

第12節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動

第1款 行方不明者及び遺体の捜索

第2項 対策

1 行方不明者の調査

【警察】

(1) 行方不明者相談所の開設

大地震発生後速やかに警察本部及び警察署等に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び迷い人の保護に関する相談活動を行うとともに、行方不明届の

第3節 広域応援活動

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

第2項 対策

1～4 (略)

5 広域受援・応援計画

【県】

県は、受援・応援のための組織、受援・応援に関する連絡・要請の手順、受援・応援業務等について定めた「宮崎県災害時受援・応援計画」にしたがって、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関等から応援を受けることができるようにするとともに、県内の被災市町村からの応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うものとする。

【市町村】

市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、また、他の県内市町村から応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、受援・応援のための組織、受援・応援に関する連絡・要請の手順、受援・応援業務等について「受援・応援計画」を定めるよう努めるものとする。

第9節 避難誘導施設

第2款 避難所の開設、運営

第2項 対策

1 避難所の開設、運営

【市町村】

ア 基本事項
(略)

イ その他

市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

第12節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動

第1款 行方不明者及び遺体の捜索

第2項 対策

1 行方不明者の調査

【警察】

(1) 行方不明者相談所等の開設

大地震発生後速やかに警察本部及び警察署等に、行方不明者相談所を開設するとともに「行方不明者相談ダイヤル」及び「行方不明者情報受付サイト」を開設して、

・「宮崎県災害時受援・応援計画」の策定に伴う修正

・「宮崎県災害時受援・応援計画」の策定に伴う修正

・防災基本計画の修正

・行方不明者対応の現状を踏まえた修正

受理を行う。

第17節 自発的支援の受入れ

第1款 ボランティア活動の受入れ

第1項 基本方針

大規模な地震・津波災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、県及び市町村は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

行方不明者の搜索及び迷い人の保護に関する相談活動を行うとともに、行方不明届の受理を行う。

第17節 自発的支援の受入れ

第1款 ボランティア活動の受入れ

第1項 基本方針

大規模な地震・津波災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、県及び市町村は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

・防災基本計画の修正

宮崎県地域防災計画（第2巻）新旧対照表

第3編 風水害等対策編
第2章 風水害予防対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 風水害に強い県土づくり、まちづくり</p> <p>第2款 風水害に強いまちづくり</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等</p> <p>【九州地方整備局、県】</p> <p>(略)</p> <p>【市町村】</p> <p style="text-align: center;">【新 規】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>【地下街等の所有者・管理者】</p> <p>地下街等の所有者又は管理者は、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。</p> <p>【要配慮者利用施設の所有者・管理者】</p> <p>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。</p> <p>【大規模工場等の所有者・管理者】</p> <p>大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。</p> <p>2 土砂災害警戒区域の指定等</p> <p>【県・市町村】 (略)</p> <p>【市町村】 (略)</p> <p>【県】 (略)</p> <p>【要配慮者利用施設の所有者・管理者】</p>	<p>第1節 風水害に強い県土づくり、まちづくり</p> <p>第2款 風水害に強いまちづくり</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等</p> <p>【九州地方整備局、県】</p> <p>(略)</p> <p>【市町村】</p> <p>(1) <u>市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>【地下街等の所有者・管理者】</p> <p><u>浸水想定区域に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。</u></p> <p>【要配慮者利用施設の所有者・管理者】</p> <p><u>浸水想定区域に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。</u></p> <p>【大規模工場等の所有者・管理者】</p> <p><u>浸水想定区域に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。</u></p> <p>2 土砂災害警戒区域の指定等</p> <p>【県・市町村】 (略)</p> <p>【市町村】 (略)</p> <p>【県】 (略)</p> <p>【要配慮者利用施設の所有者・管理者】</p>	<p>・ 防災基本計画の修正</p> <p>・ 防災基本計画の修正</p> <p>・ 防災基本計画の修正</p> <p>・ 防災基本計画の修正</p>

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあるときに施設を利用している者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。

3 災害危険箇所対策の実施

(1)～(3) (略)

【新規】

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 災害発生直前における体制の整備

第2項 対策

【新規】

1 警報等の伝達体制の整備

(略)

2 避難誘導體制の整備

【市町村】

(中略)

(1)～(3) (略)

(4) 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令基準の明確化

市町村は、避難勧告等について、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報等を踏まえ、災害の種類や避難区域ごとに客観的かつ明確な判断基

土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。

3 災害危険箇所対策の実施

(1)～(3) (略)

(4) 危険箇所への対策

【県・市町村】

県及び市町村は、土砂災害危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過性砂防堰堤等の整備を実施するものとする。

また、県及び市町村は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うなど、総合的な山地災害対策を推進するものとする。特に流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備を推進するものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 災害発生直前における体制の整備

第2項 対策

1 減災協議会の設置

【県、市町村、河川国道事務所】

水災については、県、市町村、河川国道事務所が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

2 警報等の伝達体制の整備

(略)

3 避難誘導體制の整備

【市町村】

(中略)

(1)～(3) (略)

(4) 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令基準の明確化

市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それ以外の河川等についても、氾濫により居住

・防災基本計画の修正
・防災基本計画の修正

・防災基本計画の修正

・防災基本計画の修正

・「1 減災協議会の設置」
の追記に伴う番号ずれ
・「1 減災協議会の設置」
の追記に伴う番号ずれ

・防災基本計画の修正

準備づくりを進めるものとする。

(中略)

避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知するものとする。

(5)～(7) (略)

3～4 (略)

第3節 県民の防災活動の促進

(中略)

県及び市町村は、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の解錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(中略)

者や地下空間、施設の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の判断基準を策定するものとする。

(中略)

避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知するものとする。

(5)～(7) (略)

4～5 (略)

第3節 県民の防災活動の促進

(中略)

県及び市町村は、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の解錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(中略)

・防災基本計画の修正

・「1 減災協議会の設置」の追記に伴う番号ずれ

・防災基本計画の修正

宮崎県地域防災計画（第2巻）新旧対照表

第11編 林野火災対策編

第3章 林野火災応急対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 災害情報の収集 第1款 火災通報 1 市町村 (1)～(2) (略) (3) 市町村は、火災の規模等が次の条件に達するとき、又は必要と認めるときは県(危機管理局)に即報を行う。 ア～エ (略) オ 以下の国の即報基準に達するか、又は達することが予想される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼損面積が10ヘクタール以上の場合 ・ 人身事故を伴った場合 ・ 住家等施設焼失を伴った場合 ・ 重要な森林(保安林、自然公園等) 	<p>第2節 災害情報の収集 第1款 火災通報 1 市町村 (1)～(2) (略) (3) 市町村は、火災の規模等が次の条件に達するとき、又は必要と認めるときは県(危機管理局)に即報を行う。 ア～エ (略) オ 以下の国の即報基準に達するか、又は達することが予想される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼損面積が10ヘクタール以上と推定されるもの ・ 空中消火を要請又は実施したもの ・ 住宅等へ延焼するおそれがあるもの 	<p>・「火災・災害等即報要領」の改正による修正</p>